

海老名駅西口特定公共施設利用料金減免規程

●海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例施行規則

(利用料金の減免)

第8条 条例第26条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市が、公共の用に使用するとき 利用料金を免除する。
- (2) 国、県又は他の地方公共団体が主催する行事等で利用するとき 利用料金を免除する。
- (3) 国、県又は他の地方公共団体が共催する行事等で利用するとき 利用料金の100分の50に相当する額を減額する。
- (4) 国、県又は他の地方公共団体が後援する行事等で利用するとき 利用料金の100分の20に相当する額を減額する。
- (5) その他指定管理者が特に認めたとき 利用料金を減額し、又は免除する。

(参考) 海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例

http://www.ebinareiki.com/el/ELWeb/ELCGI.exe?ACT=50&MKND=1&MNO=56&BNO=14&YOMI=4&NEXT=15&GO_NEXT=1

●海老名駅西口特定公共施設指定管理者一般社団法人 海老名扇町エリアマネジメント減免規程

海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例施行規則第8条(利用料金の減免)第5号に対応した規程

- (1) 海老名駅西口特定公共施設指定管理者一般社団法人 海老名扇町エリアマネジメント(以下当法人という。)が主催する行事等で利用するとき 利用料金を免除する。
- (2) 「一般社団法人海老名扇町エリアマネジメント定款」及び「一般社団法人海老名扇町エリアマネジメント会員・社員規定」に定める正会員及び賛助会員の活動が、公共的・公益的である活動と認めたとき 利用料金を免除する。
- (3) 当法人が共催する行事等で利用するとき 利用料金の100分の50に相当する額を減額する。
- (4) 当法人が後援及び協賛する行事等で利用するとき 利用料金の100分の20に相当する額を減額する。
- (5) 減免の適用に当たっては、条例及び当法人の減免の重複適用はできない。
- (6) 主催、共催、後援の可否判断については、一般社団法人 海老名扇町エリアマネジメント主催・共催・協賛・後援等に関する規程(別紙)に定めるものとする。

平成30年6月1日 改定

一般社団法人 海老名扇町エリアマネジメント